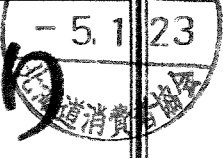


# あさひかわ消費者だより



念頭に あたつて



一般社団法人旭川消費者協会  
会長 渡邊 眞知子

明けましておめでとうございます。日頃より旭川消費者協会の活動にご支援、ご協力を賜りありがとうございます。

コロナ禍の中で三度目の新年を迎えました。今年終息の形を見せていないコロナウイルス感染症ですが、世の中がウイズコロナで進んでいる中で、私たちが感染予防に注意を払い少しづつ日常を取り戻して行かなければと思っています。このような状況下で起きたロシア軍のウクライナ侵略は戦争の悲惨さだけでなく、エネルギー問題を始めて世界に様々な影を落としています。政府は防衛費の増額を声高に訴えるようになり、戦後守り続けてきた平和の誓いが崩れることのないよう国民としてしっかりと意志を示して行かなければなりません。

昨年4月の民法改正により、成人年齢が18歳に引き下げられたことで契約トラブルや消費者被害が懸念されます。旭川消費者協会では、新成人が少しでも被害に遭わないよう昨年5月、消費者月間に合わせ市内の高校に出向き被害防止を呼びかけるチラシの配布や、出前講座などでも積極的に注意喚起をしていますが今年も活動を継続してまいります。

昨年は値上げラッシュに見舞われた年でした。

2月には再び食品の値上げが続きます。輸入に頼っている日本では食料自給率をあげることも本気で取り組んで行かなければなりません。幸い北海道は食料自給率が200%と言う強みがあります。食生活の欧米化により米余りの状況ですが、自給率を向上させるためにも食生活の見直しをするのも消費者として大切な役割かも知れません。世界中で和食文化が見直されている今こそ、最大のチャンスではないでしょうか。

食の安全活動部では、今年も農薬を使わない野菜作りを活動の一つにあげています。環境活動部では数年前から取り組んでいる食品ロス削減対策を続ける予定です。また、調査研究部では、灯油、ガソリンなどの価格調査を通して道協との連携を深めています。教育啓発部は前述したように劇団「風」を交えた啓発や消費者目線でのセミナー開催などにも力を入れて行こうと張り切っています。

消費生活相談部では、新年早々から相談者からの電話や、来所の対応に親身に取り組んでいます。この他、地区部や市民との交流部、そして広報情報部それぞれがコロナ禍の中でも活動を続けています。厳しい状況に変わりはありませんが今年も活動を継続して参りますので、会員の皆様のご協力をよろしく願っています。

## オンラインによる「情報交換・交流会」を開催

今年も「上川管内消費者協会連合会 情報交換・交流会」はオンライン（zoom）による開催となりました。コロナ禍においても、9協会のそれぞれが今できる活動について、また、今後の取り組みの参考になる内容について情報を交換します。誰でも参加できます。

日時・場所 令和5年2月24日（金）13:30~15:00 フィール7階会議室

【申し込み・問い合わせは事務局まで。☎26-2514】

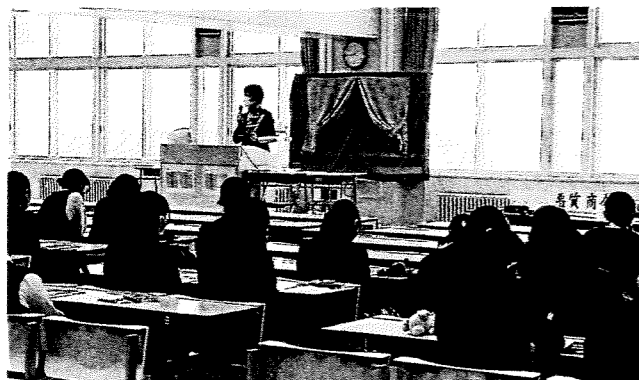


### 教育啓発部

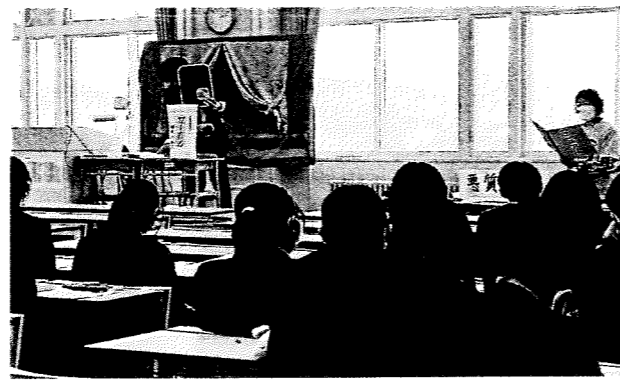
## 「18歳になる君へ」消費者出前講座

今年度は昨年4月から成人年齢が18歳に引き下げられたことにより、高校3年生を対象とした出前講座が増えています。若者を狙った悪質商法、問題商法について学習し注意喚起をしました。50分の授業に組み込まれた中の啓発ですが、生徒の感触は良く9割が今後の役にたつと答えてくれています。

教育啓発部 山下みちよ



▲高等学校での講話



▲生徒も参加して劇団員と寸劇で啓発

### 今後の予定

- ・2月14日（火）10:30 第2回理事会
  - ・3月6日（月）13:30 部長会議
  - ・3月14日（火）10:00 第6回地区部会
  - シニア大学講座室 当番は神居・神楽
  - ・4月25日（火）定時総会
- （詳しくは3月号で）

## おねがい 年会費納入について

年度末が近づいてきました。未納の方はお早めに納入をお願いいたします。事務局にご持参いただいてもかまいません。払込取扱票を同封いたしますのでよろしくお願いたします。ご不明な点等は事務局まで

## 賛助会員の紹介

### 旭川ハイヤー協会

- お申込み お問合せは
- みつばちタクシー Tel:40-1234
- 旭川市永山12条3丁目2-4
- 中央交通 Tel:33-3131
- 旭川市緑町14丁目3026-1
- 大丸交通 Tel:66-2222
- 旭川市緑が丘5条1丁目1-2
- 小嶋交通 Tel:23-2323
- 旭川市永山北1条8丁目33-1
- 三王交通 Tel:22-8130
- 旭川市新屋町1丁目1-8
- 金星ハイヤー Tel:47-1121
- 旭川市永山5条5丁目1-24
- 平成ハイヤー Tel:25-6855
- 旭川市2条通8丁目267-2 NKビル
- 合同タクシー Tel:23-6000
- 旭川市大雪通9丁目511-1
- 富士タクシー Tel:26-3336
- 旭川市6条通13丁目5号
- 個人タクシー（協） Tel:52-1933
- 旭川市緑町19丁目2357

http://www.asahikawa-hire.jp/

一般社団法人  
旭川消費者協会

旭川市1条通8丁目フィール旭川7階 Tel/Fax 0166-26-2514  
ホームページ http://www.16.plala.or.jp/asahikawa-shokyo/

一人では解決できない問題も 労働組合なら力になれます  
全国どこからでも “働く” で困ったら  
お電話ください。

フリーダイヤル いこうよ 連合に  
0120-154-052

## 働くことを軸とする安心社会

### 連合北海道旭川地区連合会

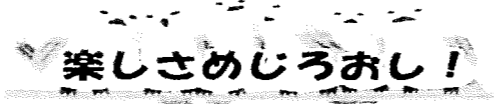
旭川市6条通8丁目 セントラル旭川ビル 302・303  
TEL:0166-29-3705/FAX:0166-25-0797

## 灯油・ガソリン・LPガス 価格調査

1月6日協会調べ

	平均価格	最高値	最安値	前月比	前年1月平均
灯油1ℓ (38店)	113.89円	121.00円	108.00円	▲2.77円	111.06円
ガソリン1ℓ (14店)	167.21円	171.00円	158.00円	▲0.79円	160.07円
LPガス5㎡ (23店)	6,761円	8,800円	4,941円	0.00円	6,376円

市民との交流部




◇三密を避け、通称「ひろば」は会場を変更して開催しています。◇  
日時：毎月第1・第3水曜日 10:00~12:00 ☎26-2514

**『陶芸教室』** 大好評！

2月1日(水)

会費：会員 1,000円  
一般 1,200円  
定員 10名  
講師 押川悦郎氏

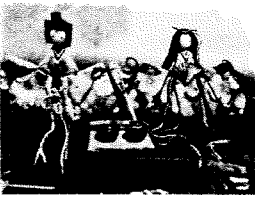


持ち物：タオル(手拭き用)、エプロン  
※焼き上がって手元に届くまで1か月程かかります。

**『ペレットが入ったお雛様』**

2月15日・3月1日(水)

会費：会員 600円  
一般 650円  
定員 15名



持ち物：裁縫道具、木工ボンド、お手拭きタオル

「令和4年度反省会」・今年の干支を折り紙で！



3月15日(水)  
定員 15名 会費：無料  
※折り紙は用意いたします。



食の安全活動部

「手作りみそ作り」終了しました

昨年の11月12日、兼ねて企画していました手作りみそを旭正改善センターで行いました。1日目は、30kgの米とぎ。2日目は、こうじ作り。3日目は、30kgの大豆を大きな窯で煮ました。そして、4日目は参加者12名で煮大豆、こうじ、塩を混ぜて120kgのみそを作りました。参加した皆さん楽しんでいました。今、発酵食品が注目されています。腸活に役立つと言われていています。食の安全活動部では昔の味を大切に伝えて行きたいと思ひます。

食の安全活動部 部長 近藤良子



▲みそ作りに参加した会員

環境活動部

「今年の抱負」

環境活動部は、食品ロスの削減に向けて、特に、家庭で余りがちな食材を中心に、料理レシピや保存方法などを紹介しながら取組を進めてきました。一方、事業者に対する取組は、特に、飲食店やホテルなど、新型コロナウイルスの感染により大きく影響を受けていた状況を踏まえて取組を見合わせておりましたが、今後、旭川市と連携を図りながら、少しずつ、啓発活動を行って参ります。また、今年、小学生を対象とする食品ロス削減に関するコンクールなども検討しています。食品ロスの削減は、物価高騰により厳しくなっている家計の負担軽減にも繋がります。より多くの消費者の皆さまが食品ロスに対する意識を高められるよう引き続き取組んで参ります。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

環境活動部 部長 高橋紀博

消費生活相談部

悪質商法の手口を知ろう！

～消費者トラブルを防ぐために～ 通信販売の巻

【事例1】 実在する家具店の通販サイトで、6800円の安価なソファを見つけた。クレジットカード決済で申し込んだところ、業者から「入金方法は銀行振込になる」とメールが来たので、指定口座に代金を振り込んだ。商品が届かず問合せメールを入れているが返信がない。(30代女性)



【解説】 通販サイトを装って、代金をだまし取ることを目的とする「詐欺的サイト」です。クレジットカード情報を盗み取ることが目的の「模倣サイトによるフィッシング」の可能性もありますので、注意が必要です。他に「海外の格安ファッションサイト」で申し込んだ婦人服が、粗悪な品質だったのに返品交換に応じてもらえないなどのトラブルが多く寄せられています。



【事例2】 スマホの広告を見て初回500円の健康食品を申し込み、支払はコンビニ後払いにした。1回きりのお試しと思っていたが、翌月同じ商品が二つ届き代金19800円を請求された。定期購入など申し込んでいない。(60代男性)

【解説】 定期購入は、消費者にとっては毎回注文する手間が省ける、事業者にとってはあらかじめ売り上げが確定できるというメリットがあります。広告に「定期縛りなし」との記載があっても、「次回お届け予定日の○日前に解約の申出が必要」との解約条件が明記されていれば、申出をしない場合は自動的に2回目が届くこととなりますので、注意が必要です。

【相談部からのアドバイス】

- ・通信販売には、クーリング・オフ制度が適用されません
- ・広告上の「返品特約」や「利用規約」をよく読み、返品を確認しましょう
- ・「返品特約」の記載がない場合は、商品を受け取ってから8日間は返品可能です(ただし、返送料は消費者負担となります)
- ・注文前に、定期購入が契約の条件となっていないか、支払総額はいくらか、解約・返品の条件と方法を十分確認することがトラブル防止につながります
- ・不審なサイトでカード情報等を入力した場合は、クレジットカード会社への相談が必要です

困ったときは、旭川市消費生活センター☎22-8228へ